

# 令和2年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部

## 目 次



I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	.....	1
II 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	.....	2
III 貸付条件の改正（継続事項）	.....	11
IV 貸付制度の見直し	.....	13



## I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区分	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度	
			増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	2,166	1,748	△418 80.7%
	資金交付	2,015	1,789	△226 88.8%
医療貸付	貸付契約	1,142	1,273	131 111.5%
	資金交付	1,153	1,036	△117 89.9%
合計	貸付契約	3,308	3,021	△287 91.3%
	資金交付	3,168	2,825	△343 89.2%

1

## II 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （2）まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （3）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充  
(防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充：令和元年度補正予算対応)

### ◎ 福祉貸付事業

- （4）日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設
- （5）児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

### ◎ 医療貸付事業

- （6）医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設
- （7）地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充

2

## ◎ 福祉・医療賃付事業（共通）

新規（拡充）事項

### （1）老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

すでに整備されている特別養護老人ホーム等については、古いものでは築30年経過しており、老朽化が進行しています。老朽化が進んだ特別養護老人ホーム等の施設機能を維持するための改築について、貸付利率の優遇を行います。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
対象施設等	特別養護老人ホーム、ケアハウス (定員30人以上の施設に限ります) 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型及びB型） 介護老人保健施設 介護医療院	左記のうち、 <b>特別養護老人ホーム</b> <b>介護老人保健施設</b> <b>介護医療院</b>
貸付利率	基準金利+0.1%	<b>基準金利同率</b>

3

## ◎ 福祉・医療賃付事業（共通）

新規（拡充）事項

### （2）まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充

平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の振興を促す施策として改正地域再生法に基づく「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を推進するため、「生涯活躍のまち」の地域に整備する福祉施設、医療施設に対して優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
対象施設等	融資対象施設	<b>都道府県・市町村において策定した地域再生計画に示された地域に整備する融資対象施設</b>
融資率	70%～80%	<b>90%</b>
償還期間 (据置期間)	20年～30年以内 (2年～3年以内)	<b>30年以内</b> <b>(3年以内)</b>

4

## ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

新規（拡充）事項

### （3-1）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充 （防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）【令和元年度補正予算対応】

福祉施設や医療施設については、地域の重要な福祉医療基盤であり、災害を受け被災した場合、早急な復旧が求められるとともに、災害時の地域の拠点としての役割も求められます。

福祉施設、医療施設において、自家発電装置または給水設備の導入に対し、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

#### 【福祉貸付事業】

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
融資率	70%～80%	<u>補助事業の場合（注1）：</u> <u>95%（施設本体を含む）</u> <u>補助事業以外の場合：</u> <u>95%（自家発電設備及び給水設備のみ）</u>
貸付利率	基準金利同率～基準金利+0.5%	<u>補助事業の場合（注1）：</u> <u>基準金利同率（振置期間中無利子）（注2）</u> <u>補助事業以外の場合：</u> <u>基準金利同率（注2）</u>

（注1）交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限ります。

（注2）当該貸付利率の適用は、自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

5

## ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

新規（拡充）事項

### （3-2）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充 （防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）【令和元年度補正予算対応】

#### 【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
貸付限度額	病院、介護老人保健施設： 7.2億円+自家発電設備所要額	病院、介護老人保健施設： <u>7.2億円+自家発電設備所要額+給水設備所要額</u>
	診療所：5億円+自家発電設備所要額	診療所： <u>5億円+自家発電設備所要額+給水設備所要額</u>
	介護医療院：12億円	介護医療院： <u>12億円+自家発電設備所要額+給水設備所要額</u>
融資率	《自家発電設備整備を伴う場合》 施設本体：病院、診療所…85% 介護老人保健施設…80% 介護医療院…90%（通常） 自家発電設備所要額：95%（注1）	<u>補助事業の場合（注2）：</u> <u>95%（施設本体を含む）</u> <u>補助事業以外の場合：</u> <u>95%（自家発電設備及び給水設備のみ）</u> <u>80%～90%（施設本体）</u>
貸付利率	基準金利同率～基準金利+0.5%	<u>補助事業の場合（注2）：</u> <u>基準金利同率（振置期間中無利子）（注3）</u> <u>補助事業以外の場合：</u> <u>基準金利同率（注3）</u>

（注1）介護医療院は今次より対象施設として追加します。

（注2）交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限ります。

（注3）当該貸付利率の適用は、自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

6

## (4) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

※取扱期間  
令和2年度まで

生計困難者の受け皿としての機能を求められた無料低額宿泊施設については、社会福祉法改正に伴い法令上の規制を強化するとともに、利用者の日常生活上の支援を提供するため生活保護法を改正し「日常生活支援住居施設」が創設されました。

創設された日常生活支援住居施設の整備に対する融資条件は以下のとおりです。

※ 太字下線部分を創設

区分	[ 融資条件 ]	(参考) 無料低額宿泊施設に対する融資条件
貸付の相手方	<b>社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人 一般社団・財団法人、NPO法人</b>	社会福祉法人、日本赤十字社
貸付利率	<b>基準金利同率</b>	基準金利同率
融資率	<b>75%</b>	75%
償還期間 (据置期間)	<b>20年以内 (2年以内)</b>	20年以内 (2年以内)

## (5) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

児童養護施設及び乳児院においては、家庭養護を原則とし、小規模化・地域分散化が進められています。

児童養護施設及び乳児院における更なる小規模化または地域分散化を推進するため、小規模化・地域分散化の整備に対し、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区分	[ 融資条件 ]	(参考) 児童養護施設、乳児院に対する融資条件
対象施設	<b>児童養護施設、乳児院 (小規模かつ地域分散化を図る整備に限ります)</b>	児童養護施設、乳児院
融資率	<b>90%</b>	75%
償還期間 (据置期間)	<b>30年以内 (3年以内)</b>	20年以内 (2年以内)

## (6) 医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講じるものとして、平成30年7月に「医療法及び医師法を一部改正する法律」が成立しました。

同法では、医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設されたところです。

認定を受けた医師が、医師少数区域等において、病院、診療所を開設する際の建築資金等の優遇融資を実施します。

## ※ 太字下線部分を創設

区分	[ 融資条件 ]	(参考) 医療貸付における現行の新設融資条件
対象法人	<b>個人、医療法人等</b>	個人、医療法人等
融資率	<b>90%</b>	60~70%
貸付利率	<b>基準金利同率</b>	基準金利同率
償還期間（据置期間）	<b>最長30年（据置期間3年）</b>	最長30年（据置期間3年）

（注）医師少数区域等での病院、診療所の新設のみを対象とします。

## (7) 地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充

«取扱期間»  
令和7年度まで

地域医療構想については、平成29年度以降、各都道府県における地域医療構想調整会議において、具体的な対応方針の協議が進められることとなっており、その中でも公立・公的医療機関等については、地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるよう国から要請がなされていますが、民間医療機関においても、地域医療構想調整会議が進むにつれて機能分化や連携のための合併等が今後進んでいくと予想されています。

地域における適切な医療提供体制を確保していくためにも、地域医療構想に資する合併等が円滑に行われるようとする必要があるため、地域医療構想支援資金に係る貸付利率の優遇を実施するとともに、更に同構想の実現のために、病院の統廃合も必要となった場合、廃止される病院の残債処理が課題となり、統廃合自体が進められないという事案もあることから、同構想に基づく統廃合であって、廃止される病院の残債処理に係る借換資金に対し、必要な補助（利子補給）が行われる場合に限り、貸付限度額や償還期間の優遇を実施します。

## ※ 太字下線部分を拡充

区分	[ 現行の融資条件 ]		[ 新たな融資条件 ]
	地域医療構想支援資金	地域医療構想支援資金	
貸付限度額	病院5億円・診療所3億円	現行に同じ	<b>病院13.6億円</b>
償還期間（据置期間）	10年以内（4年以内）	現行に同じ	<b>20年以内（2年以内）（注3）</b>
貸付利率	基準金利+0.8%	<b>基準金利+0.3%</b>	<b>基準金利+0.3%</b>

（注1）病院の統合等により残債を処理する際に必要な補助（利子補給）が行われる場合に限ります。

（注2）民業補完性の観点から、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提とします。

（注3）特に必要と認められる場合に限ります。

### III 貸付条件の改正（継続事項）

#### ◎ 福祉貸付事業

##### （1）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

11

#### ◎ 福祉貸付事業

継続事項

##### （1）アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》  
令和2年度まで

平成18年度予算において、アスベスト（石綿）対策にかかる優遇融資を実施し、以降、毎年度制度を継続しています。

令和2年度においても、引き続き、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分		[現行の優遇融資]	[改正後の優遇融資]	(参考) 通常の融資制度
融資率	・特定有料老人ホーム ・営利法人が行う 在宅サービス事業等	75%	同 左	70%
	・上記以外の事業で通常の 融資率が75%の事業	80%		75%
貸付利率	・保育士養成施設、営利法人 が行う在宅サービス事業等 通常の利率が基準金利+0.2 %以上の事業	基準金利+0.1%		基準金利+0.2% 基準金利+0.5%
	・介護関連施設	基準金利+0.05%		基準金利+0.1%
取扱期間		令和元年度まで	令和2年度まで	—

12

## IV 貸付制度の見直し

### ◎ 福祉貸付事業

(1) 再生可能エネルギー等施設整備事業の廃止

(2) エコ対策事業（省エネルギー効果が25%以上の設備整備資金（再生可能エネルギーの利用））の廃止

### ◎ 医療貸付事業

(1) 介護老人保健施設の機械購入資金の融資率の引き下げ

融資率75%から70%へ引き下げ

13

## ◆ お問い合わせ先 ◆



### ◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel03-3438-4756) にお問い合わせください。

### ◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293

14